

# 広島大学学術情報リポジトリ

## Hiroshima University Institutional Repository

Title	地域社会の変容と交通機能：荒山駅家から「世能宿」への始動
Author(s)	西別府, 元日
Citation	内海文化研究紀要, 52 : 1 - 20
Issue Date	2024-03-31
DOI	
Self DOI	<a href="https://doi.org/10.15027/55220">10.15027/55220</a>
URL	<a href="https://doi.org/10.15027/55220">https://doi.org/10.15027/55220</a>
Right	Copyright (c) 2024 by Author
Relation	



# 地域社会の変容と交通機能

——荒山駅家から「世能宿」への始動——

西別府 元日

## はじめに

ヒトは一人では生きられない。何らかの縁によって、多くのヒトとつながり、その一人ひとりがまた数多くのヒトとつながり、あるいは集住し、あるいは散居しながら小世界（集落）を形成し、それぞれの小世界は「道」を媒介にして、経済的・政治的・文化的に結合し、より大きな社会（地域社会）を成立させて、それぞれの固有性を深めながらも共有する政治システム・文化的表層・経済活動をもとに、より大きな結合を実現していくのである。結合の過程で生じるさまざまな矛盾もまた、「道」を媒介にして顕在化し、調和と抗争が演出されてきた。いわば「道」はその大小をとわず個々の集落、地域社会にとって、政治的・経済的・文化的諸活動の導入路であり、未来に進展していく道標ともなるのであるが、そこに実現される社会の「姿」はもちろん、そこにいたる過程も隘路となるか否かは小世界や地域社会の構成員の判断と決断にかかっているといえよう。しかも、その「道」は固定されたものではなく、それぞれの地域内部の集落ないしは地域社会相互間の政治的・経済的な力関係や外部勢力との協力・対立等々の諸関係によっても変化する。その意味では、それぞれの時代の力関係によって、交通路もその経路のみならずその中核となる地点もまた変化し、地域社会を包摂するさらに広域な社会の姿をもまた変えていくこととなるのではなからうか。

かつて私は、賀茂台地中央部における地域社会の変化を、具体的に主要道路の変化とこれを核にした道路網の変化のなかで検討し、幕藩

権力の確立のなかで、宿場町としての町割りや確立していったことを考察した『1』。在郷町・宿場町として確立した四日市は、その後の鉄道敷設とあいまって、対外的膨脹を支える役割をにないつつ発展していったが、近年は学園都市としての変貌をとげ、全国的にみても人口増加地域のひとつとされ、住宅建設増加地域として地域社会も変貌しつつある。

本稿では、このような大きく変貌しつつある地域社会に隣接する瀬野川流域、すなわち古代社会では、国家敷設の官道通過地帯としての歴史的役割をはたしてきた広島市安芸区域や安芸郡南部地域の歴史的展開を検討することをおして、地域社会内部の小世界・小宇宙における矛盾の展開と解消のあり方や、それぞれの小世界の交通上の役割が変化していく過程について検討し、交通と政治社会の関係について若干の歴史的考察を展開しようとするものである。

## 一 安藝国古代山陽道と荒山駅

瀬戸内海の中央部北岸に位置する広島県の西部地域にあたる古代安芸国では、東の境界を沼田川下流から支流の仏通寺川流域、西の境界を小瀬川として、直線で東西約八十kmにおよぶ地域に唯一の大路としての古代山陽道が、山塊や河川に一定程度規制されながら約百十kmにわたって敷設され『2』、「諸道に駅を置くべくんば、卅里毎に一駅を置け」という『養老令』廐牧令の規定を勘案しながら途上に設置された十三の駅家が機能することによって、中央政府から各諸国へ派遣され

た官使の「供給」《3》が実現されて、官符その他の国家的指令が伝達される一方、諸国で作成された国務報告文書等も上進され、国家的支配の実現に寄与することがもたらわれていた。

このような目的やシステムを実現するために、山陽道の安芸国に設置された駅家は、東から真良（沼田郡）・梨葉（沼田郡）・都宇（沼田郡）・鹿附（沼田郡？）・木綿（賀茂郡）・大山（賀茂郡）・荒山（安芸郡）・安芸（安芸郡）・伴部（佐伯郡）・大町（佐伯郡）・種篋（佐伯郡）・濃喉（佐伯郡）・遠管（佐伯郡）と考えられている《4》。これらのうち、その比定地がほぼ確定しているのは、五十年以上にわたる埋蔵文化財調査によって、八世紀中頃から九世紀にかけての瓦葺き建物の遺構が確認された安芸駅家のみであり、その他は地名等の近似から比較的限定された地域に想定される梨葉・都宇・木綿の諸駅家、漠然と現旧地名との近似や開発の様相から想定されている真良・大山・荒山・伴部・大町・種篋、いまだ比定地さえ推定しがたい鹿附・濃喉・遠管などの各駅家に区分される。

各駅家には、『養老令』廐牧令の規定によれば二十四の駅馬が配備されていたが、山陽道では神護景雲二（七六八）年に「本道は郡の傳路遠く、多く民の苦を致せり、乞うらくは復た駅に隸きて将に送迎すべし」という山陽道巡察使藤原雄田麻呂の言上《5》によって、山陽道沿線の郡相互を結ぶ伝馬の制を停止し、郡相互間の連絡等にも駅家の駅馬を利用することとなったためか、奈良時代後半には山陽道駅家の駅馬は各駅二十五疋となっていたようである。しかしこれも、大同二（八〇七）年に「今、貢上の雑物減省すること過半にして、遙送の勞、舊日よりも少なく、人馬徒らに多く、乗用餘り有り」という大宰府からの解文を容れて山陽道諸駅の駅馬五疋ずつを削減《6》している。

こうした削減策がもたらした結果かどうか明確な史料はないが、駅馬の世話や送迎に動員される駅子たちの負担は、このことも増大したようであり、承和五（八三八）年には「安芸国言す、管する駅家十三處、駅家別に駅子百廿人、山路險阻にして送迎繁多、良に他国に倍し、

勞逸等しからず、今年より始めて公廩額を減じ、三万一千二百束を加挙し、彼の息利を以て駅子等の食に充給せむ」という申請が受容され《7》て、十三駅の駅子等の食糧が補填されることとなった。この処置は『延喜式』卷二六主税上にも踏襲されているが、十分な方策とはいえ、江戸時代の西国街道途上でも「四十八坂」といわれて難所とされた広島県西部山間部の負担は、どの時代でも深刻なものがあつたようで、貞観十七（八七五）年には「安芸国遠管駅の駅子、当年の調を免除す」というような措置がとられている《8》。

このように、律令体制が一定の機能を保全していた奈良時代の後期から平安時代の初期の正史等の史料にみられるように、山陽道とりわけ安芸国の諸駅については、朝廷の施策のチグハグな面もあつて、その負担の大きさはかなり深刻なものであつたようである。

本稿の主たる対象地である荒山駅付近は、安芸国十三駅のちようにど中央部に位置し、東にはその遺構は未確認であるが、おそらく山陽道最高地点に相当する付近に想定される大山駅、西方は広島湾岸線に近接したと思われる安芸駅が設置されていた。その推定される経路としては、賀茂台地の西端部に位置する曾場ヶ城山を主峰とする分水嶺から西流する瀬野川（大山川）が形成する溪谷部を上流部で避けて、大山峠から大山川右岸の丘陵上を通行し青松園団地の西側で大山川左岸の谷低地に降りる近世の西国街道《9》にたいし、青松園団地付近を南下して瀬野川公園や久井原の丘陵を越え、付図北東部の上瀬野町荒谷付近で南方向から流れきた熊野（阿戸）川右岸にいたり、その後、熊野川と大山（瀬野）川が合流する一貫田付近から、北岸部を西行して中野二丁目付近にいたり、さらにその西方で北方から合流する畑賀川沿いに方向を転じて甲峠などの山嶺を越えるか、西南方向へそのまま延伸して広島湾に湾入する瀬野川の右岸部分を西行したものはいずれかと考えられる。

しかし全体として瀬野川中流域は、北・西は八世以山、高城山など五百m級から蓮華寺山・日浦山など四百m弱の山々が連なり、南・東

は水丸山・鉾取山・洞所山など六〇七〇mの山塊が連なる。瀬野川自体がうみだす谷底平地は狭小であり、人家や耕地は谷底部分より数段高い、山嶺から延伸してきた尾根筋を切り拓き、扇状的な堆積地形を拡大・補強しながら営まれており、谷底平野の様相は、北岸部分では上瀬野の一貫田付近、支流榎ノ山川との合流にあたる下瀬野付近、支流畑賀川との合流部にあたる中野付近、左岸部分では大藤川・山王川・押手川などの小河川との合流部分などで若干うかがわれるにすぎない。とりわけ左岸のうち下瀬野から中野東にいたる部分は、山塊が河道に落ち込むような景観を呈しており、現在の西国街道はもちろんそれに先行する中世さらには古代山陽道も、右岸の台地部分を道路面として踏襲、しかもかなりの曲折を余儀なくされたと考えられるが、しかし、その遺構などはまったく検出されていない。

こうした自然環境のなかでも、瀬野川流域の先人のさまざまな歴史的営為が実現されてきたことは当然予想されることである。本年(二〇二三年)三月に開通した国道二号線東広島・安芸バイパスの敷設が計画されはじめたころ、その編纂が着手された『瀬野川町史』(10)には、以下の遺跡が紹介されているにすぎない。弥生中期後半ごろから後期の甕型、壺型土器などがえられた蓮華寺山頂遺跡(付図中①)や、弥生時代の高坏型土器などが出土した井原遺跡(中野・付図中②)など偶発的、孤立的遺跡のほか、畑賀川上流域の丘陵頂部に所在する神社境内やその周辺部から弥生時代後期の壺型・高坏型土器などが出土した中須賀神社境内遺跡(全壊/付図中③)や、内行花文鏡や鉄刀などを採集したにもかかわらず、主体部が箱式石棺か横穴式石室か未確定のままほぼ消滅してしまつた六基の中須賀神社境内古墳群(付図中④)が紹介されている。

さらに畑賀川の中流部東方、蓮華寺山から派生した丘陵の先端部の尾根上に構築された箱式石棺を内部主体とする円墳と、内部主体不明の円墳二基(ともにほぼ全壊)からなる大師堂裏山古墳群(付図中⑤)、その前方に横穴式石室に利用された巨石が露出していた大師堂裏古墳

(付図中⑥)が紹介されている。また、畑賀川の南岸にも、横穴式石室を内部主体とするこもり塚古墳群(付図中⑦)二基が存在していたことが記されているほか、壺型土器の一部が出土した中野の川原地貝塚(付図中⑧)や、詳細は未詳ながら畑賀の水谷川流域の水谷貝塚(付図中⑨)なども紹介されている。弥生時代以後、畑賀川の流域や瀬野川との合流部付近における人びとの定住が想定されるとともに、その延長上に古墳時代後期の集落とその統括主体の台頭が想起されるのであるが、すでに宅地化を軸とした土地開発が進展しており、その具体相を考える手立て・材料は乏しく不十分と言わざるをえない状況であつたことがうかがわれる。

このような状況下の瀬野川右岸以上に、宅地化がすすんでいないこともあつて左岸での人びとの営みを追究する材料は乏しく、中流部にあたる瀬野川と熊野川の合流部分北東部における朱を塗布した二基の箱式石棺からなる坊山古墳群(付図中⑩)と一井木貝塚(付図中⑪)、さらに下流部の弥生時代後期の甕形土器が出土した山王貝塚(付図中⑫)などが紹介されていたにすぎない。

しかし、二号線バイパス工事着手以後は、時間的継続と面的な遺構・遺物の確認が可能な遺跡群の調査が一定度の広がりをもって実施されるようになり、それぞれの地での歴史的営為も具体的になってきている。とりわけ瀬野川・熊野川の合流部にあたる上瀬野地区では、段之原山遺跡群(付図中⑬)、塔之原遺跡(付図中⑭)などにおいて、少数ながらも弥生時代終末期から古墳時代にかけての四〇六軒程度の継続的な集落遺構や住居址、土坑墓などが確認され、大量の鉄器利用も想定されるようになっていく。瀬野川中流部左岸の中野東一帯においても、弥生時代中期末葉から古墳時代初頭まで四〇七軒程度の住居跡や大量の鉄器使用も推察され、古墳時代への転換が集落的文化的基盤の変容、さらにはその終焉をもたらした可能性が指摘されている。三谷遺跡(付図中⑮)、弥生時代後期から古墳時代にかけての連続的な小集落の遺構をしめす成岡A地点遺跡や、ほぼ同時期の十七基の墳墓

群が確認された成岡B地点遺跡、さらには複数の古墳が確認された成岡遺跡群(付図中⑩)。成岡遺跡群の西方、畑賀川との合流部対岸部付近に所在する古墳時代前期前半の竪穴式石室を主体部とする上安井古墳(付図中⑪)、さらにその西方瀬野川右岸の横穴式石室を主体部にもつ畝観音古墳(付図中⑫)、さらに西方の新宮古墳(付図中⑬)など、階層社会の形成をうかがわせる明確な遺跡群が確認されたことは注目すべきであり、その解明の試みは古代社会・中世社会を越えて戦国期の野原山城跡(付図中⑭)にまで及んでいる(《11》)。

なお、平成元年度から同七年度にかけて、広島県教育委員会も中世城館城跡調査を組織的に実施し、この地域でも三ツ城跡(付図中⑮)や隠居城(付図中⑯)・檜木城跡(付図中⑰)・槻木城(付図中⑱)などの中世の城館・城跡が確認され、さらには中世の五輪塔(向井古墓・付図中⑳)の所在などを勘案すれば、道路を媒介にした、中世社会の緊張関係にも、一定の推察が可能になりつつあること、さらにパイパス工事や区画整理事業での確認調査などもあいまって、城郭と中世山陽道との関連が推定されるようになったことも道の「継承性」を考える(《12》)うえで注目されることである。

以上のような各小地域の営みが継承されて、形成・存続したであろう各地の自然的集落を、政治的に編成する営みが、各種諸技術の飛躍的発展を軸にした古墳文化の浸透や実体的遺構としての石室などをもつ古墳造営などを結集軸としながら、全国的に統一され、七世紀後半には王権を核にした古代国家による国・評(郡)・郷(里)という地方行政組織への編入・組織化が実施され、瀬野川流域も安芸郡のなかに編成・編入されていったと考えられる。

かくして実現した律令的郡郷制の枠組みは、若干の問題点を含みながらも十世紀前期に編纂された『和名類聚抄』(元和古活字那波道圓本)にすぎないように記載されている。

漢辨 彌理美利 河内加布知 田門多士 幡良波良 安藝

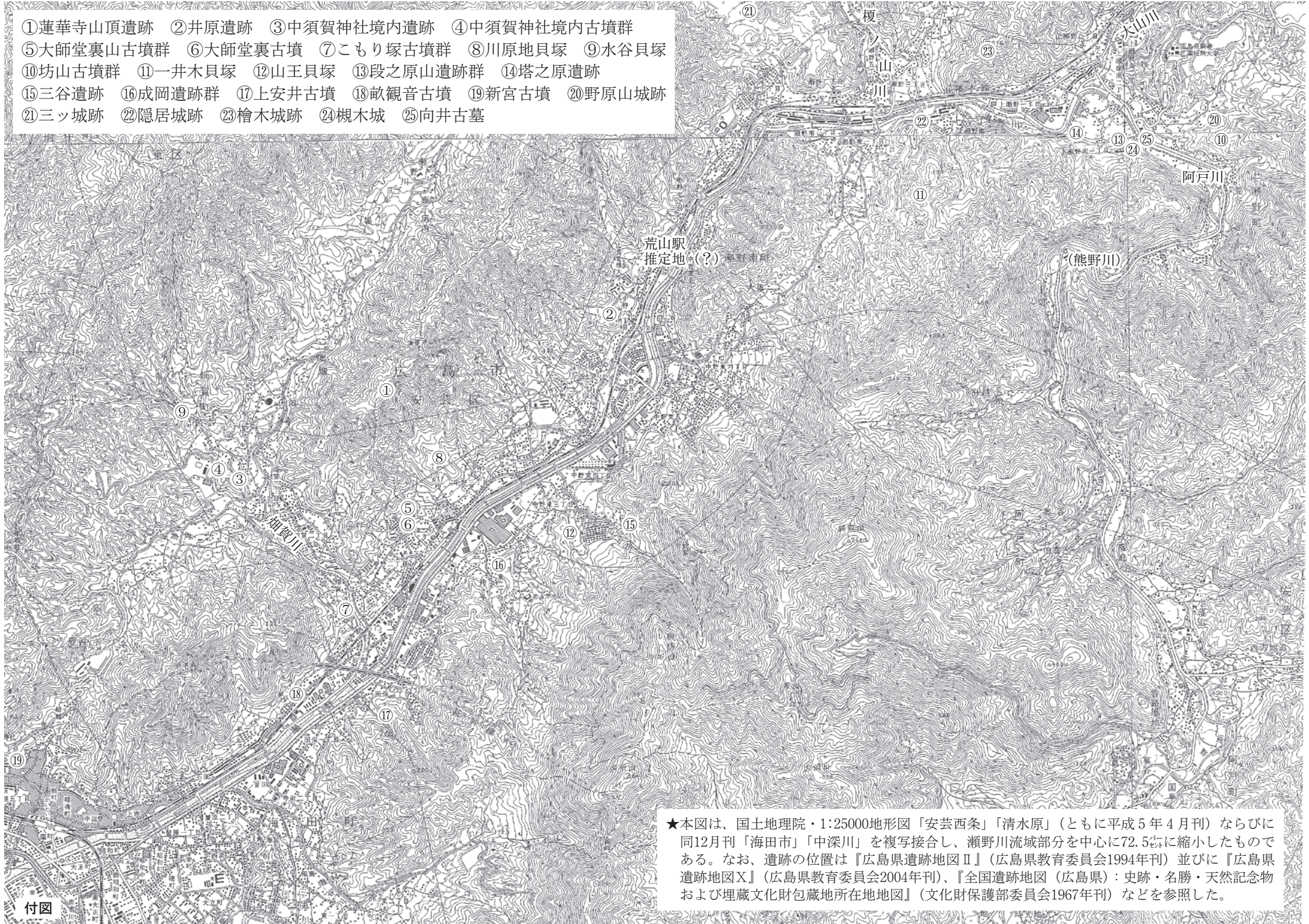
船木布奈木 養隈也乃 安満安萬 驛家 宗山  
これにたいし、『和名類聚抄』(高山寺本(史料編纂所本古簡集影))には  
安藝郡 漢辨加倍 弥理美利 河内 田門太度 幡良波羅  
安藝 船木 養隈夜乃 阿満安末 宇山  
と見えている。

すでに周知のごとく、安芸郡は平安中期以降に南北二郡(安北郡・安南郡)に分割され、漢辨・彌理・河内・田門・幡良の五郷を安北郡とし、安芸・船木・養隈・安満(阿満)を安南郡とされたようである。この十郷の現在地への比定については、『広島県史 原始・古代』の説が最も妥当と思われるが、元和古活字那波道圓本にみえる「驛家」を「安藝郷は大郷のため安芸郡を別に扱い(郷名トシテ安藝郷ヲ立項シタウエデトイウ意味カ)、郷に準じて収録した(他ノ郷ト同ジヨウニ驛家トシテ載録シタノ意味カ)」とされている点は、駅子・駅戸の差点の問題もふくめ、やや性急な判断の感がしなくてもない。とりわけ、安芸駅家跡と考えられる下岡田遺跡は、九世紀中期以降の遺構・遺物が希薄(《13》)であり、駅家の存続からすると、後継的な遺構・遺跡の確認も含めて、今後の課題といえよう。

また、「宗山」ないし「宇山」は、「荒山」の誤写とする説に可能性を認められながらも、「荒山」は「宗山」ないしは「宇山」とは字画に隔たりがある」とされ、『藝藩通志』巻三七にみえる牛田村「むね山」説を紹介されている。なにゆえ荒山駅は、『和名類聚抄』では高山寺本「道路具第百卅三」にしか記述がみえないのかもふくめ、今後検討が必要であろうが、ここでは「旧中野村に荒山の字名があり、これを駅家とするのが距離的にも適当」として、後述の平安時代後期の世能荒山荘関係史料から駅家の設定を推認されている点に賛同しておきたい(《14》)。

荒山駅の比定地については、現段階では基本的に異論はないが、駅家という施設は、国司の統括・指揮のもと、前述した令の規定や承和年間の記事等に記載された駅馬の数の六倍にあたる駅子とよばれる成

- ①蓮華寺山頂遺跡 ②井原遺跡 ③中須賀神社境内遺跡 ④中須賀神社境内古墳群
- ⑤大師堂裏山古墳群 ⑥大師堂裏山古墳 ⑦こもり塚古墳群 ⑧川原地貝塚 ⑨水谷貝塚
- ⑩坊山古墳群 ⑪一井木貝塚 ⑫山王貝塚 ⑬段之原山遺跡群 ⑭塔之原遺跡
- ⑮三谷遺跡 ⑯成岡遺跡群 ⑰上安井古墳 ⑱畝観音古墳 ⑲新宮古墳 ⑳野原山城跡
- ㉑三ッ城跡 ㉒隠居城跡 ㉓檜木城跡 ㉔槻木城 ㉕向井古墓



★本図は、国土地理院・1:25000地形図「安芸西条」「清水原」（ともに平成5年4月刊）ならびに同12月刊「海田市」「中深川」を複写接合し、瀬野川流域部分を中心に72.5%に縮小したものである。なお、遺跡の位置は『広島県遺跡地図Ⅱ』（広島県教育委員会1994年刊）並びに『広島県遺跡地図Ⅹ』（広島県教育委員会2004年刊）、『全国遺跡地図（広島県）：史跡・名勝・天然記念物および埋蔵文化財包蔵地所在地地図』（文化財保護部委員会1967年刊）などを参照した。

付図

年男子を差点し、駅馬を利用した使者の「供給」にあたることとなっていた。

しかも大路である山陽道の場合は、駅家の財政的基盤として駅田四町が設定されていたから、その耕作等にも駅子などの動員ないしは耕营地の割り当てがあったものと考えられる。こうした駅家維持のための労働力を提供する駅戸・駅子は、駅家周辺の諸郷から差点されたとも思われるが、前述の『続日本後紀』承和五年条によれば、一駅二十匹の世話をするためには百二十人の成年男子が必要である。瀬野川中流右岸に設定された荒山駅の場合、駅家近辺に郷が設定されていないので、駅家維持のための労働力を提供する駅戸は、同じ郡内のほかの諸郷（例えば安芸郷や養隈郷など）から差点されたであろうことも考えられるので、荒山駅の駅子・駅戸の負担は多大なものがあつたと推定されるが、その程度や状況を具体的に推察させる史料は皆無である。

いずれにしても、瀬野川流域とりわけ上瀬野・下瀬野・中野各地区における古代（飛鳥時代から平安時代）の遺跡・遺物などの考古学的知見は少なく、調査不十分なままに消滅した事例が多く存在するとともに、二十世紀終盤から二十一世紀初頭にかけて全国各地で報道された古代道路遺構にたいする関心が希薄であつたために、その確認の機会にもめぐまれなかつたうえに、文献資料も皆無的状况にあることは、この地域の古代・中世の交通史研究への意欲を抑制する方向に作用しているといわざるをえない。

## 二 荘園公領制の展開と瀬野川流域の山陽道

古代日本の七道に敷設された古代官道を基盤にした駅家制は、九世紀終盤から駅戸の疲弊や逃亡などが顕在化して、十世紀には機能不全におちいり、その終盤には解体されたと考えられてきたが、近年は、美濃国における郡司などによる駅戸の維持への努力や、尾張国などにおける駅家経営への郡司層の参加などによって、駅子・駅戸制とは

異なるかたちで運送・供給のシステムの維持がめざされたこともあるが、後者の場合は、地域社会の要望に国司（とりわけ受領など）が対応しないことが問題とされていたようである。こうした試みには、駅戸・駅家という枠組みとは異なる体制での交通体系維持を実現しようとする意図が想像できるが、その有効性を検討・解明しえたといえる研究状況ではない。

しかし、都の天皇・貴族によって構成される太政官・朝廷にとつても、全国支配の実現のためには、交通機能の維持は不可欠であつたことは言うまでもないことであり、これを実現するための模索がはかられていたことは容易に想定できることといえよう。その実態は、まだまだ不明・未解決のところが多いが、十世紀中盤に活躍した歌人であり官人であつた壬生忠見が、「つくしだにくだるに、あきのくに、あらやまをあめのふるにこゆとて」という情況のなかで詠んだとされる「ひとたびも まだみぬみねに まどはぬは あめのあしこそしるべなりけれ」という一首（『15』）には、「荒山」という地名が、山陽道を往来する人びと、とりわけ貴族社会を構成する官人たちに、彼の地にたいする一定の想念を共有できる地名・場所であつたことをしめしているのではないかともいえよう。

こうしたなかで、十一世紀前半頃から中世的荘園の成立が頻繁になるいっぽうで、史料的な増大が見られる「駅家雑事」関連史料に着目し、国司（受領）を中心とした国衙による交通権能の掌握・執行を意識しての政務処理がおこなわれ、各任国内での費用・負担の調達や「供給」という視点からの検討がすすめられている（『16』）。

これらのなかで具体的かつ体系的な検討をもとに整理したともいえるのが、大日方克己氏の研究である。氏は、伊勢国や近江国などを対象とした、伊勢神宮への公卿勅使派遣に際しての使者や随行人への「借屋」（宿泊施設）や「儲」の準備に着目され、国司目代や在庁官人に命じてこれらの雑事を勤仕させていた事実をとりあげ、それらの負担が「駅家雑事役」として荘園さえも賦課の対象に含めた一國平均

役として実施されていたことなどを紹介している。同様な対応は伊勢神宮の祭祀にあたる斎宮の群行・帰京、朝廷から豊前国に派遣される宇佐使への供給・通送、陸奥などからの貢馬献上の雑役としての借屋の設定や費用の調達などについても一国平均役的賦課として実施されていたこと、年中行事としての相撲節会に備えての相撲使の供給役などについても同様の賦課が志向されていたことを指摘され、こうした通送・供給にかかわる負担が、律令期における正税からの拠出にかわって、正税を枯渇させないという朝廷による受領の功過（勤務評定）の方針転換によって創出されたものであり、臨時雑役としての賦課徴収、とりわけ駅家雑事という一国の国衙領や荘園に関わりなく「平均」に賦課する通送・供給のシステムとして、平安中期から出現・実施されたことを論じられている。

こうした旧来の駅制的要素の変容、その対象地域の変化などは、これからの具体的な検討に期待する部分が多いが、地域社会の変容、とりわけ地域における交通機能・交通体系に一定の修正をもたらしたであろうことは十分に想定できることである。しかも安芸国では、事例とされるような使者等への供給・通送のみならず、平家による崇拜もあつて神格を急激に上昇させて国家的崇拜の対象となった安芸国一宮でもある厳島神社によって「駅家雑事」的使者の受け入れなどが鎌倉時代中期ごろまで確認できるのであり、本稿の課題である瀬野川沿い交通体系の変化を考える好素材のように思われる。以下、平安末期における安芸国南部における一国平均役的賦課を体现する荘園・公領のあり方を概観し《17》、次節において、そのあり方が変容していく過程を検討することとしたい。

一 国平均役という賦課のシステムは、基本的には、一国内の田地がそれぞれ一定程度のまとまり（単位所領）として管理されながら、諸税を国衙に納める所領（国衙領）と、種々の分野で国家的事業を担う機関や寺社・権門等の管理する所領（荘園）に区分され、両者があいまつて、国家的支配を遂行するという理念のなかで出現した土地制度

（荘園公領制）を前提に、創出された課税・賦課システムともいえる。課税の基礎となる荘園公領制の基底には、十一世紀中盤から盛行する荘園の立券（立券荘号Ⅱ荘園と認める宣言・庁宣等の発給）があるが、理念的には荘園制度の萌芽段階から登場しうるものであり、その枠組みが、守護による領国支配の方向へ転換しはじめる鎌倉時代終盤ないしは南北朝期までは、維持されていたと考えられる。

一 国内の荘園と国衙領の配置や、それぞれの所領の面積、その地に居住する人びとを掌握する在地領主、さらには荘園領主などを把握するために、鎌倉時代には建久年間や弘安年間に「大田文」の作成が実施されたが、安芸国の場合には、大田文が伝存しないため、荘園と国衙領の区分やその比定地、それぞれの所在地や在地領主的存在の動向等々が丹念に追究されて、大田文的内容の掌握と整理がなされてきたといえよう。それら先学の成果を、以後の行論に必要な範囲、すなわち安芸郡南部（安南郡）、とりわけ瀬野川流域を中心に整理すれば、次のごとく理解できるのではないかと考える。

まずあげなければならないのは、後述のごとく鎌倉時代初期に立券荘号が行われる荒山村・世能村など山陽道筋ないしはこれから分岐した熊野阿戸村などの地域が十二世紀中盤までは国衙領として確保されていたことであり、人脈・物流のうえでもこれらの地域の重要性を反映したものでいえよう。のちの時代であるが、十三世紀中葉のころの国衙領関係「注進状」や有力在庁官人である田所氏の正応二年（一二八九）の「沙弥某讓状」《18》などからは、安南郡の「国府」域はいうまでもなく、その南部に隣接する船越村や北方の温科村、旧安芸郡北部（安北郡、後世の高宮郡）に国衙領ないしは国衙官人の給分・免田などが展開するとともに、諸郡に点定された散在名田としての久武名などが、国衙領的性格をもつ名田・諸郷として確保されていた様相がうかがわれる。また本稿の交通史的視点から言えば、安南郡北部域かと思われる箇所に「舵取免」「通送田」との記載があり、旧佐伯郡の西部にあたる佐西郡と思われる箇所に「通送田」「佐西駅家」など



が設定・記載されていることは、十三世紀中盤頃までは、駅家的伝統とシステム、その本来の役割である供給・通送を実現させるための経済的基盤の確保が、まがりなりにも模索・追求されていたことを反映しているかのようにも考えられることに注目したい。

ここにとりあげた二点の史料は、安芸国の有力在庁官人とされる田所氏に伝領されてきたものであるが、田所氏は国衙の一分掌である「田所」を統括する一族であり、現府中町中心域に居住した一族であった。厳島神主家の佐伯氏と縁戚関係を有するともされ、十一世紀末ないしは遅くとも十二世紀前半から安南郡安芸郷に居館を構えた在庁官人であったと考えられている。田所氏以外にも、多くの小領主や名主的存在と考えられる有力者が国衙機構を分掌する組織（その所在地は旧安芸郡域に分散していた可能性もある）に出仕して、在庁官人として、あるいは郡司・郷司等々の役職をえて、種々の権益を確保していたものと考えられる。こうした枠組みにたいして、そこから離脱している有力者は、自らの所領や権益を有する土地を、皇族や摂関家・寺社に荘園として「寄進」することによってその安定的な支配・領有を追求することを志向して、朝廷や国衙による「立券荘号」を獲得しようとしていたのであろう。

安南郡域では、八条院領開田荘が後述するように政治史・交通史の面から注目される場所であるが、開田荘の西南部の島嶼にかけてはおなじく八条院領荘園としての能美荘や、開田荘の南部にあたる旧安芸郡安満郷域を中心とする南方部までを荘域とする安摩荘が立券されているいっぽう、旧安芸郡北部域でも可部荘や田門荘などが立券されており、いわば広島湾東岸から太田川・三篠川などが合流する広島湾奥部の流水域にかけて、祇園社神人や石清水社神人が活動の場とした三人保などの展開とあわせ考えると、旧安芸郡域の古代から中世への転換期の躍動が追究できるのではないかと思われる。こうした水上交通の展開は、摂関家領荘園とされる倉橋荘や近衛家領大崎荘などを含めて考える必要があるようにも思えるが、内陸部に眼を転じると賀茂郡に

属するものの、荒山・世能両村の北に隣接していた志芳（志菅）荘が、当地の私領主平正頼の寄進によって立券され、平安末期の有能な貴族・吉田経房を領家とする上西門院領荘園・志芳荘とされていたことが注目される。また、時期的には鎌倉政権の確立時期にはなるが、開田荘から瀬野川流域南方の山岳部には、阿戸熊野保が、小槻氏大宮流の「所領」として「寄進」されていたとの理解もあるが、この「阿戸熊野保」と交代するように「河上熊野保」が小槻氏関係史料に登場する《19》ことなどを勘案すると、両保の関係・関連も、瀬野川流域の交通体系を考究するうえで検討する必要があるように思われる。

以上、極めて概略的な紹介になったが、安芸郡南域に成立していた荘園公領制的枠組みのなかで、中世的社会への転換が始動しはじめ、そのなかで古代的交通体系に若干の変動がみられるようになるのではないかと考えられる。

### 三 中世社会への始動と地域社会の変動

平家一族による全国支配にたいし、諸国の国衙等に在庁官人として出仕した在地領主や有力な名主たちによる異議申し立て的な側面・要素が含まれていた治承・寿永の内乱は、平氏の拠点のひとつとも考えられていた安芸国においても例外ではなかった。寿永元年（一一八二）ごろの佐伯景弘の安芸守任命を平家の安芸国支配の完成とみる見方からすれば、安芸国内で源氏と平家の死闘が展開した形跡はありえないが、実際には、有力在庁官人たちと厳島神主家周辺とは、政策的な違和感・対立があり、そのなかで「惣大判官代」「介」という在庁官人のトップ的立場あった源氏の一族で、「在庁兄部職」という諸職・地位についていた葉山城頼宗の存在が優勢《20》であり、ついには「源平之御兵乱出来間、頼宗平家に背き奉り、御世静」という事態にたちいたる《21》こととなった。

こうした源平戦乱の様相は、荘園域のなかにも展開し、先述のよう

に広島湾東部の「要」<sup>かたな</sup>的な位置に立荘されていた開田荘では「平氏と云、源氏と云、乱入して土民を損亡令しめ、其の度敷知れざるの間、庄民悉く以つて逃散し、残る所は一兩人許り也、仍つて田畠の耕作に及ばず、況んや柚に入るを哉」《22》とみえ、源平合戦に際して、源平双方の軍勢が度々荘内に乱入し、荘民が逃散して農地や柚の荒廢に立ちいたったことがうかがわれる。平安時代末期ごろの安芸国府周辺の動向は、瀬野川上流域に隣接する志芳荘の荘司などにも把握され、平氏が九州を出て菊池勢などが門司関を押さえたことや、平氏が「讃岐八島」に集結したことなど平氏一族の動向とともに都の貴族のもとに伝えられていた《23》と考えられる。

安南郡に「城館」をかまえて反平氏の立場を鮮明にし、安芸国の争乱に決定的な役割をはたした葉山城頼宗は、文治五年（一一八九）十月、「伊澤五郎」（武田信光）の催しをうけて源頼朝による奥州藤原氏追討戦争に参軍しようとするが、駿河国藁科河付近に到達したところで、頼朝軍の鎌倉出發を知り、安芸国に引き返したことにより、「自由の至り、誠めの御沙汰無くんば、傍輩の思うところ如何」として所領・諸職を没収される《24》こととなった。葉山城頼宗没落のあとをうけたのは宗孝親で、建久七年（一一九六）以前のことであったとされているが、惟宗の姓を有していたことのほか経歴等々は不明であり、旧来の安芸国衙在庁の内部秩序に大きな激震があったことは、否めないであろう。

また、開田荘などでみられた治承・寿永以後の内乱による農業生産力の減退なども、瀬野川流域では大きな問題であったと思われるが、その回復策の一環と考えられるのが、内乱期に源頼朝追討宣言の発給で響響をかって左大史解官の処分をうけたのち、何とか左大史に復帰した小槻隆職による荒山村・世能村の復興、さらには両者の「保」への転換、そしてその後の建久九年における世能荒山荘の立券荘号であったと考えられる。しかし世能荘・荒山荘の地域的区分は、十三世紀前半における歴史的展開のなかで統合されて「世能荘」単独の荘号

となり、瀬野川流域以外にも散在していた「久武名」と荒山村・阿土村・下瀬野・上瀬野四ヶ村と「市吉別府」便補保がその構成単位とされる一方、「久武名」が消滅していくとともに、世能荘内部の地域構成単位の性格も大きく変化していくことになる。以下、その地域的位相の変化という視点をふまえて、十二世紀末期から十三世紀前半の瀬野川流域の問題を整理しておきたい。

小槻隆職による荒山村・世能村という小領域の立保さらには立券荘号という一連の措置が、一方では小槻氏内部における「壬生」家と「大宮」家の惣嫡をめぐる対抗的側面《25》をはらみつつも、太政官厨家及び後三条天皇御願寺京都円宗寺の便補とする官宣旨や、高倉院法華堂正月国忌用途料所として立券する官宣旨案がしめすような、国家機構や宗教的祭祀の財政上の措置が主要な目的であったことは否めない事実であろう。しかし、国家的秩序を領導し政務を実現していくことは、こうした具体的祭祀や儀礼に関わることだけではない。朝廷や幕府の命令を、円滑に諸国に伝達し、実現していくことにこそ、国家の主宰者に仕える官人としての自己実現があったのではないかといえよう。こうした視点で考えるとき模索すべきことは、それぞれの小地域に期待されていた役割を考究していくことであり、その実現の可能性と限界を考究しておくことであろう。

すでに荘園として立券されていた開田荘でさえも、源平の争乱のなか荘民の逃散などによって地域の生産力は凋落していたようであるが、その事態は荒山村・世能村など周辺の公領地域でも同様であったと考えられる。ましてや政治的集団の中核でもあった葉山城頼宗の没落が、地域的混乱に拍車をかける側面もあったと考えらる。こうした地域社会の疲弊のなか、瀬野川北岸地域では、荒廢した耕地からの納物は所定の五分の一にも及ばない状態であったため、朝廷は勅事院事大小課役国使の入勤を認めないなど国役以下諸役を免除し、官務小槻（壬生）隆職が浪人を招いて「開發」にあたることとなったことは先述したが、こうしたこ入れにたいし、安芸国雜任の輩や「傍庄住人」

らとの間で堺相論なども起こり、官使を派遣して、相論を沈静させるために四至に榜示を打つなどの処置がとられたのち、世能荒山荘の立号の宣旨がだされるに至ったのである。

このような、やや強引ともみえる立券荘号への歩みのなかで注目されるのは、荒山村の位置づけである。年欠文書であるが左大史小槻隆職書状案のなかに、近江国内の田地や若狭国国富荘その他個別の懸案に関する書状案文と並んで、「荒山保司、御保内に下国の事、能々、議せしめ給う可し、且は子細去春に面して申し承わり了ぬ。旁、重色にて保民済い難きに依り、多く未済有り。公平無くば其の恐れ無きに非ず候か。当保の事、且は當代の国司庁宣を守り、且は宣旨の状に任せ、沙汰致し候。一時今案之条朽されば、定めて聞こしめし給うか。抑も保司苛法の由、還た訴え申せ令め給うの旨、国中に風聞すと云々。重ねて宣旨を申し下すと云々。宣下に随い、忝して下知を給う可し、其間の事、保司相い共に議定令しめ給うべきの状、件の如し。七月廿日 左大史某 宗兵衛殿了江（江了了）」との一文が載録されていることである。『鎌倉遺文』ではこの年欠文書全体を建久五（一一九四）年のものとされている《26》が、内容的にも荒山保をめぐる具体的な動向が記されているわけでもないが、宛名の「宗兵衛」はのちの宗左衛門尉孝親のこととされ、没落した葉山城頼宗に代わり、在庁兄弟部として国衙在庁を統括し郡地頭としても、隆職の配下である荒山保司を領導する立場にあったと考えられている。

そうした立場にある宗孝親にあてたこの一文からうかがえることは、安芸国に関しては、太政官・国司という国家的指揮体系のなかで隆職・保司らによる開発・経営、さらには世能荒山荘立券化がすすめられていたことであり、荒山保（村）への苛法が安芸国内で「風聞」となっている、これを抑制しつつ保司にたいする郡地頭としての政治力を發揮して、荒山保の住民等の不満を沈静化していくことが、宗孝親に期待されていたのではなからうかという点である。

荒山保（村）の人びとが、保司らの苛法を意識した状況・要因につ

いても具体的には述べられていないが、浪人化した周辺住民の再組織化による労働力編成も不可欠というような瀬野川下流地域の状況や、そのなかでの荒山村の地域的特性や歴史性を考えるとき注目したいことは、周辺地域社会との確執もあるなか、隆職や保司らの立場にたった官使が中央政府から荒山保に派遣され、周辺荘民との相論の沈静化や榜示打ちなどの強硬手段が志向されていたのではないかと考えられることである。

とりわけ官使の派遣は、中央政権の意向すなわちその実質的運営の一翼をなす隆職らの方針をストレートに、実現させるためのものであり、かくして実現された四至榜示そのものが、後任の安芸国司自身によって抜き捨てられた《27》ように、のちのちには反発を招いていることからみれば、かなりの強硬手段でもあったようであるから、滞在する官使集団の「供給」そのものが荒山村さらには世能村にとつてできれば忌避したい大きな負担となっていたことは十分に想定しうることであろう。

しかも、この建久年間は、建久二年（一一九二）と同七年の「勅使雑事」などにもなう通送・供給などがもとめられた可能性もあつた《28》ことに注目したい。とくに後者の場合、宇佐使を派遣することとなり、備後・安芸・周防など山陽道の駅家に「庄々勤否、先例に依り宛つる可きの由、国司に仰す」という決定がくだされている《29》のである。山陽道沿道に所在する地域社会、とりわけ駅家雑事的負担を担ってきた庄・名・村落等々にとつては、争乱終結後には、よりいっそうの臨時的な賦課の増大が危惧されていたのではないかと考えられるのである。

## 四 瀬野川中流域の開発と交通体系

官務小槻家と宗孝親による世能荒山荘の立券とその後の地域支配は、朝廷の幕府にたいする主導権の確立をもくろんだ後鳥羽上皇によ

る策謀とその後の戦乱のなかで、水泡に帰した。宗孝親の後鳥羽上皇方への参戦と敗死によって、官務小槻家の荘園経営の現地における「牽引車」的存在が消滅し、幕府方の荘園地頭勢力の台頭のなかで、国衙在庁勢力も組みこんだ新たな地域社会の秩序が模索されていったものと考えられるのである。以下、その過程を瀬野川中流域で確認し、そこから読み取れる地域社会の変化を考えたい。

承久の変後、時期は特定しがたいが、朝廷方の処分等に一段落ついたところであろうか、「高倉院法華堂御領」としての「一所之課役」の確認を主眼として世能荘に派遣された官使清原宣景による承久三（一二二二）年十月八日付の申状が、京都大学付属図書館に保管されている。すでに『鎌倉遺文』第五卷二八四五号や『広島県史 古代中世資料編Ⅴ』（県外文書編、一九八〇年刊）にも翻刻《30》され、地頭阿曾沼氏の代官による荘園侵略の具体例として紹介されることが多いが、十二世紀前半における都からの官使受け入れの実態を示すとともに、瀬戸内海の山陽道沿道に位置する一地域社会が大きく変貌していく状況を、具体的に述べた貴重な資料とも考えられるので、若干の紙数を割いて、紹介しておきたい。

世能荒山荘は、先述のごとく太政官厨納物のほか国家的行事の料物調達など「公用弁済」の対象となっていた荘園であったため、官使宣景らは先例に任せて宣旨・催牒等を帯して、現地に下着したが、「□□使地頭使守護所使」らに「面苗苛法狼藉、勝計可らず」という対応をうけたという。官使の派遣が、かなり頻繁に行われていたことを推測させるが、その一方で、現地の支配や荘務にあたる在地領主・小領主など武家クラスの対応に問題が多かったことがうかがわれる。その結果、「住人等者併せて三方使者之譴責に駈立られ、公家の御使に謁するに及ばず、妻□（子カ）皆山野の中に交わり、更に私宅に住むこと無く、官使等忝けなくも□□□（宣旨牒カ）を帯び乍ら、空しく道路に餓死せんと欲し、種種の秘計を回らし、僅に以て存命し、更に公用の沙□（汝カ）に及ばず」と、「供給」・運送等、官使らが期待する公助

がえられなかった状況が綴られている。当該期の荘園における現地の「供給」などのために「宿」的施設が設営されていたことは東大寺領大井茜部荘などの例からも想定されること《31》であるが、十三世紀前半の世能荒山荘ではそうした役割をはたすべき人びとの組織化や施設等の設置がきわめて貧困であったか、あるいはそれらが十分に機能していなかったことがうかがわれるのである。

このような派遣官使への処遇にいたった根底には、従来からの地域秩序のかなめ役割をはたしてきた「守護」的存在の消滅が想定され、旧来その指揮下にあった「當御庄」（世能荒山荘）の「地頭相交之地」は、「荒山村・□（阿カ）土村・下世能村等」と久武名を号して村々に散在する「地頭名」田などとされてきた慣例にとまらず、「此外於上□□□（世濃村カ）往□（還カ）郡司領等」は往昔より「地頭更に相交ざるの地」とされていた区分も無視されていたようであり、地頭・地頭代が、「公用之桑代□等併せて地頭得分と為し」て「庄家更に催し取る」ことを妨げ、その他の地頭による跳梁にたいしても、「庄家使、相交わるべからず」という事態が生じたりしていることなどをとりあげ、「適所被宛 公用桑代在家役迄至山野河口永不可相交者、一庄大略地頭押領敷」と地頭等の行動を糾弾して「公用以何令□御使何様可経廻哉」と嘆息し、「早早被経 □（素カ）可被止地頭新儀也」との提言を記しているのである。

清原宣景の申状は限られた滞在期間のなか、しかも「供給」にも事欠く状況下で眼にした、地頭代による「荘園侵略」の実態を糾弾したものと見えようが、やや具体性に欠ける面が無きにも非ずの感があり、中長期的にとらえるならば、むしろとりあえずは鎌倉時代前半期に「上瀬野村」でどのような地域社会の変化が進行していたのかを検討しておくことが必要と考えるところである。さらにまた、後半部の地頭・地頭代による「荘園侵略」に抗って、抵抗・対抗する勢力とその動向も申状には具体的には述べられていないが、それらの点を検討するうえで注目されるのが、嘉禎四年（一二三八）九月に作成された

「伊都岐島社神官等重解」《32》ではないかと考えられる。

この解文は、地頭代野村氏らの横領行為を糾弾して「名主神官景政」らの主張する「市吉別符」を神領と承認した寛喜三（一二三三）年二月の関東下知状の発給以後も、領家方によこしまな申状をなして「神領停止」、領家による進止、名主神官の罪過を糾弾する行為等々を行っていた地頭代らにたいし、「領家地頭相論」の聞えが漏れ広がる状況に乗じて、再度、市吉別符を「一御社別結解名」として「早に庄家の濫妨を停止せられ、且は證文に依り、且は傍例に任せ、元の如く半不輸之地と爲し、所當を庄庫に弁済し、雜事を社家に勤仕す可し」という下知を賜りたいという願いを主張し、建久二（一一九二）年正月の「留守所外題」や「一御社之例に任せ、勅使雜事を免除せられる事」を命じた同年三月の留守所下文、さらに建久七年の「前守護、兼在国司」で「在庁兄部職」であつた宗左衛門尉孝親の加判をすえた「紛失状」等々の証拠文書、さらには寛喜三年二月の「関東下知状」や同年三月の「六波羅殿副御教書」などを添えて提出したものである。

この解文によれば、小槻隆職らが世能村・荒山村を太政官尉家領として開発・立保・立荘にあつた前後から、実態的な動向は判然としないが、畿島社神官らによる名主的土地領有・支配や「寄進」等を梃子にした瀬野川中流域への進出があつたことを推測させ、前述の世能荒山荘の立券時における、開発や労働力の組織化、榜示の設定その他をめぐる周辺の保や荘園・諸郷との確執があつたことを推測させるものといえよう。

そのような確執のなかで、地頭代野村氏は、宗孝親の例を追うという方針で、上瀬野一帯とりわけ「神領市吉別符」への蚕食を試みてきたわけであり、世能荒山荘への官使として派遣されて清原景宣らが見聞した、地頭代野村氏による上瀬野一帯への「荘園侵略」の実相だつたのではないかと考えられるのである。しかも、全体的状況としては、地頭代野村氏の目論見が失敗しつつあつたことがうかがわれる。

その具体的な例として考えられるのが、皮肉にも清原景宣申状が作

成された承久三年の直後、貞応年間（一二二二～四年）に実現された後堀河天皇即位にともなう大神宝使派遣が実現・受納されたことであり、畿島社領を中心に、通送・「供給」が担われていったことであつたといえよう。やや後世の史料ではあるが、寛元三年（一二四五）十月廿七日六波羅御教書案《33》に次のように記されている。

大神宝山陽道御使下向路次并驛家雜事間事、任貞應之例、可加下知之由所被仰下也、地頭御家人以下武士被管輩中、若成違亂者、爲守護代之沙汰、可相鎮之状如件

寛元三年十月廿七日

相模守在御判

安藝国守護代

この六波羅御教書案には、新天皇即位にともなう山陽道大神宝御使にたいしての「下向路次」や「駅家雜事」を実現するために、地頭御家人以下武士被官の輩による違乱行為は、守護代の沙汰として相鎮めることが表明されており、幕府の強い意志を表明したものと見えよう。こうした幕府の方針にたいし、朝廷も、中原兼親らを「先例に任せ官符を賜り發遣」したが「喩牒を國に遣わすと雖も、國司沙汰を致さず、使者帰り来り前途を遂げ難し」という状態だつたため改めて山陽道路次の国々に「應に早かに先例に任せ太神寶使雜事を供給通送すべき」藏人所牒案を發給《34》しさらに、

太政官符 山陽道諸国諸国司

應奉幣并神寶諸神社事

播磨國 伊和社 美作國 中山社

備中國 吉備社 安藝國 伊都岐嶋社

賈幣帛并神寶肆荷 社別一荷

荷別宛夫二人

使蔭孫正六位上中原朝臣兼親

右、正二位行大納言源朝臣具實宣、奉勅、件等神社爲奉幣帛并神寶、差件等人宛使發遣者、宜下知彼國國、每國據以上壹人、潔

齋与使者共令共奉者、國宜承知、依例行之、符到奉行

正五位下行守權右中辨藤原朝臣(親體) 在御判 正六位上行右少史兼右兵衛權少尉中原

寛元三年十一月十三日

驛家鈴壹口参剋

との太政官符《35》を發給したのである。

けつして先例にしたがって円滑に大神宝使が派遣されて「供給」をうけ、神寶が通送・受納されたというわけではないが、結果的には寛元三年十一月十三日付け太政官符の案文は、同日付の「藏人所神寶送文案」や「神寶物送文」と合綴されて保管されてきた《36》ようであり、大神寶を受領した厳島神社にとつても「記念」すべき事態であったことがうかがえよう。同様の事態はさらに建長七年(一二五五)の神宝使派遣・奉納にさいしても実現された《37》ことからもうかがえるであろう。

貞応の神宝使に直接関係する史料は未だ管見しえていないが、こうした事例をつなぎ考えると、その背後には、十三世紀前半の清原景胤申状に象徴的に表現される、京都からの官使への「供給」システムが解体的状態にあるという状況のなかでも、上瀬野一帯では、厳島「神領市吉別府」を核にして、「供給」・通送を軸にした交通体系の維持が模索されていたことがうかがえるのではないかと考えられるのである。

その場合に注目されることは、かつて「兵部卿三位基親卿任中之時、留守所より勅使雑事を催役せらるるの間、名主神官子細を言上せしむるの刻、一御社、別結解之例に任せ彼役を免除せしむ可きの由、國免の状頭然也」として「勅使雑事」(宇佐使などの勅使を「供給」する雑事のこととすれば、駅家雑事の範疇で捉えるべきであろう)が、建久二年に市吉別府にたいして「催役」されようとした事実であろう。

このおりは、「御社別結解之例」が重視されて沙汰止みとなつたが、その後の「貞応の例」では「駅家雑事」などに準じて大神宝使の下向・献納が実現していることが注目されるのである。そうした流れのなか

で、前述の嘉禎四(一二三八)年の神官等解が「勅使雑事」と表現し、「元の如く半不輸之地と爲て、所當を庄庫に弁済し、雑事を社家に勤仕すべきの由、御下知を成し下されば、弥、御憲政の貴旨を仰ぎ、將に神慮納受の威光を耀かせん」と、厳島社神官等も、大神宝使への「供給」行為を受容するかのとき表現をしていることに注目すべきであろう。これによつて、治承・寿永の内乱で微妙な関係になつていた厳島社の「大神宝使」受け入れ問題も水解の方向に進み、以後、慣例として確立していったと考えられるのである。

ともあれ寛元三年十一月には、山陽道諸国司に対し「播磨国伊和社・美作国中山社・備中国吉備社・安藝国伊都岐嶋社」への幣帛ならびに神寶を納置した荷管を通送する「夫二人」を徵用し「毎国掾以上壹人、潔斎与使者共令供奉」するとともに「駅家鈴壹口参剋」の携行を命じる太政官符がだされたのである。

後者の駅鈴携行云々には、律令制的遺制の踏襲以上の意味は考えがたいが、国家的行事として一国内の人びとが均等に負担するという理念のもと、「供給」・通送にかかわる諸物資の賦課と必要な労働力の徵発が遂行されたものと考えられる。

それは新たに厳島神主として神官層の前に登場した幕府御家人・藤原親実に、葉山城頼宗に淵源をもち、宗孝親に継承された国衙在庁への指揮権などをあたえた將軍家政所下文案など《38》とともに、前出の大神宝使派遣にたいする「地頭御家人以下武士被官輩中」の違乱を許さない幕府の意思でもあったが、国家的祝祭行事への参加・遂行は、仁治の遷宮事業の過程で、整備・統合されていく厳島社神官層の総意でもあったといえよう。

上瀬野一帯における、源平争乱前後からの地域開発とその結果として「市吉別府」の別結解名としての確立をめぐつて、大神宝使などの勅使を「供給」する役割が、その機能を失いつつある荒山周辺の混乱とは対照的にその重要度をまし、地頭代の妨害・横領などを克服し、山陽道の交通上の要衝としての営みがたかまりつつあったことがうか

がわれるのではなからうか。

上瀬野村の「神領別結解名」とされていた「市吉別符」が、現在の瀬野川に所在したであろうことは史料的に明確であるが、具体的な比定地は判然としない。上瀬野村は東広島市西端の分水嶺から流れ落ちた大山川などの瀬野川支流と、現在の安芸郡熊野町・広島市安芸区阿戸町域から流れくだる阿戸川が、合流して瀬野川として西行する一帯から、現在の旧国道二号線とJR山陽線が並走する、瀬野川小学校対岸付近の狭隘な部分までが、その「村」域であったと考えられる。この地域における遺跡名称にも使用された「一井木」地名や古城としての「榎木城」（芸藩通志巻三五・上瀬野村図）・平山神社など、旧跡等々の残存を勘案すれば、この瀬野川合流域南側の一帯を故地と考えられることも可能であろう。当該地は大山峠を長くくだってきたのちの転換点として、あるいは大山峠に挑む起点として、十三世紀以後の交通の要衝として意識されるに十分な要素をもつ地域であるようにも考えられる。しかし、後世、西国街道を海田宿から大山峠をめざした尾張の商人菱屋平七によって「上瀬野村、人家所々にあり、茶屋宿屋もあれど間の宿なり、二十丁計行けば一かん田、人家十四五軒茶屋あり」と記され《39》、『芸藩通志』巻三五の上瀬野村図において街道沿いの人家の連なりが描かれ「御茶屋」の文字が刻まれるようになるには、南北朝の争乱や、在地領主たちの競合と統合への道のりと、瀬野川中流域の人びとの苦闘の時間が必要であった。

## むすびにかえて

誕生以来、自己をゆだねてきた「小宇宙」を離れて、これを客観的に観察し、「宿泊」という「旅」に不可欠の要素をとりいれながら他の「小宇宙」を対象化し、認識することから、「世界」が拡大していく。こうした人間の営みにおいて「ミチ」のはたす役割は、無限大のものがあるといえよう。これにたいして、国家が造る「ミチ」は限定

的であり、有期的であり、奢侈的かつ閉鎖的である。古代国家が創りあげた古代官道としての山陽道も、この制約をまぬがれないものであった。指令・政策を至急かつ秘密裏に伝達するために、これを通過する「官吏」のためのさまざまな「施設」と「備品」を不可欠としていたのである。しかし、国家的需要が減少していくとともに、「規格」「施設」「備品」はその多くが不要・不的確なものとなり、「規格」そのものが変更されていく。その変更により力添えするのがそれぞれの「地域」の構造であり、「要望」である。

本稿は、こうした「地域」の構造と「要望」を軸に組み立てられて地域社会が、古代官道にどのような変化をもたらし、次の時代を準備していくのか、そのありようを古代山陽道の一部において考察しようとしたものである。そのありようは、地域社会そのものの所在地や周辺の自然環境・社会環境等々の相違によって様々なバリエーションをているものであるが、そうしたバリエーションを明らかにしつつ、統合化していくことが、「ミチ」の歴史を人間味あふれるものにしていくことにつながることはなからうか。本稿が、そのような見通しを十分に反映したものかどうかは、いささか心許ない点がないわけではないが、地域に拘泥しながらその止揚にとり組むことを志向しつつ擲筆したい。

## 註

《1》「地域社会の変貌と歴史の道」（『内海文化研究紀要』四八号、広島大学大学院文学研究科附属内海文化研究施設二〇二〇年刊）。

《2》古代山陽道の経路は確定しているわけではなく、この数値は、筆者が推定している経路ないしはこれに近接する古道跡などを、二万五千分1地形図上で追跡してキルビメーターで計測、その平均的な数値をあげた古典的な数値である。近年のIC機器ソフト等によっては、もっと精緻な測定が可能なのではない

か、そしてそのことがより具体的に古代山陽道に「接近」する方法であるとも考える。なお推定している経路については、「安芸国古代山陽道と下岡田遺跡」（広島県府中町教育委員会『下岡田遺跡発掘調査報告書Ⅰ』二〇二〇年刊所収）などを参照されたい。

- 《3》『合義解』廐牧令には「凡官人乗傳馬出使、所至之處、皆用官物、准位供給、其驛使者、每三驛給」との規定があり「駅使は駅稱を（用いる）也、位の高下に随うとは、従人多少有り、故に位に准じて供給と云う。ただし供給の多少は、式の処分に依る」という「義解」が付されている。これによれば、使者ならびにその従者の宿泊時の施設や食料の提供のみならず、通送・送迎などのための駅馬の提供やその領導のための労働など奉仕全体を意味する語として「供給」が使用され、それは令制以後にも使用されている。これらの点を含め、以後本稿では包括的に「供給」と表現する。

- 《4》延喜式記載の駅名等についての文献学的考証は拙稿「備後国『看度（者度）駅』について」（『内海文化研究紀要』四四号、広島大学大学院文学研究科付属内海文化研究施設二〇一六年刊）で、その傾向を論じた。なお安芸国内の駅家名については池邊彌氏『和名類聚抄郡郷里驛名考證』（吉川弘文館一九八一年刊）の「附載・和名類聚抄卷十高山寺本驛名」、ならびに虎尾俊哉編『延喜式下』（集英社二〇一七年刊）に準拠している。
- 《5》『続日本紀』神護景雲二年三月乙巳朔条。
- 《6》『類聚三代格』卷十八大同二年十月廿五日官符。
- 《7》『続日本後紀』承和五年五月乙丑条。
- 《8》『日本三代実録』貞観十七年十月十日条。
- 《9》広島市教育委員会他編『広島市の文化財第五〇集古路・古道調査報告』（一九九二年刊）。
- 《10》『瀬野川町史』（広島市役所一九八〇年刊）第一章（是光吉基氏

執筆）。

- 《11》『段之原山遺跡』（広島市文化財団発掘調査報告書第一四集、広島市文化財団二〇〇六年刊）、『塔之原遺跡』（財団法人広島県教育事業団発掘調査報告書第一四集、広島県教育事業団二〇〇六年刊）、『塔之原遺跡―広島市安芸区上瀬野町所在―』（広島市文化財団発掘調査報告書第一集、広島市文化財団二〇一五年刊）、『三谷遺跡第二次調査』（広島市文化財団発掘調査報告書第一三集、広島市文化財団二〇一〇年刊）、『上安井古墳発掘調査報告書』（広島県埋蔵文化財調査センター調査報告書第一九一集、同センター二〇〇一年刊）、『野原山城跡』（公益財団広島県教育事業団発掘調査報告書第八五集、広島県教育事業団二〇二〇年刊）ほかを参考にした。

- 《12》『広島県中世城館遺跡総合調査報告書 第一集』（広島県教育委員会一九九三年刊）参照。なお、中世前期における守護等が、新たに所領を獲得したさいに、古代官道を継承利用した領国支配を志向していたことは、拙稿「古代・中世における芸備国境域の山陽道」（『トントン古道跡Ⅱ』広島大学文学研究科二〇一三年刊）でも検討した。
- 《13》府中町教育委員会『下岡田遺跡発掘調査報告書Ⅰ』（二〇二〇年刊）。

- 《14》『広島県史 原始・古代』（広島県一九八〇年刊）第V章三節、同五節（執筆・福尾猛市郎氏）参照。なお『藝藩通志』卷三七では、瀬野川西岸の字出口と字荒野のあいだ（ともに現在中野六丁目付近）に近世まで荒山という山があったという「国郡志下調査出帳」の記載をふまえて紹介するが、地名の由来を甲斐より阿曾沼氏の所領獲得にともなうものと解釈したため国郡志の記載を「さだかならず」としている点は、今後検討が必要であろう。このほか「荒山駅」の比定地について、島方洗一氏他編『地図でみる西日本の古代』（平凡社二〇〇九年刊）では、



瀬野川西岸の平原付近（現在の中野東六丁目）に比定されているが、具体的な論拠はしめされていない。なお、この書籍の編集・監修にあられた木下良氏は、大月如電の『駅路通』上（一九二一年刊）における中野・長者原説（出口の北東）について、中野は適地であるが長者原は川岸の狭隘の地であり不適當とされ（『日本古代道路の復原的研究』吉川弘文館、二〇一三年刊）ている。

兵庫県の野磨駅家跡・布施駅家跡、広島県の下岡田遺跡など山陽道では『日本後紀』大同元年五月丁丑条にみえる勅によって「瓦葺粉壁」の建物が志向されたことが瓦等の出土によって明らかになっているが、瀬野川流域では標高三七〇mの山頂付近にある蓮華寺跡以外に、安芸区中野とりわけ荒山駅家比定地付近では瓦の出土も報告されていない。今後も周到な調査が、必要・期待される。

《15》『忠見集』（壬生氏、生没年不詳、『西本願寺本三十六人集成』所収本）。

《16》駅家雑事に関しては、かつて相田二郎氏の『中世の関所』（畝傍書房一九四三年刊、吉川弘文館一九八三年復刻版を参照）に、『吾妻鏡』の史料にもとづいての鎌倉幕府の公用的制度とする指摘があるが、これは考察の対象が限定されたもので若干の違和感がある。近年は小島鉦作氏（『伊勢神宮史の研究』吉川弘文館一九八五年刊）や前田英之氏（『国平均役の制度と運用実態』（ヒストリア二六九、二〇一八年）、大日方克己氏「奈良・平安期の通送供給」『日本古代の輸送と道路』（八木書店二〇一九年刊）所収）などの研究があり、筆者もかつて「古代駅制の衰退について」（二〇一三年度広島史学研究会大会日本史学部会報告・二〇一三年一月二七日）、『駅家雑事』について（二〇一五年度広島史学研究会大会日本史学部会報告（二〇一五年一月二五日））などの学会発表において、これらの問

題を論じたことがある。本稿では、いわゆる公卿勅使や宇佐勅使などの特定寺社への勅使派遣、天皇即位にともなう大神宝使などの派遣にさいしての使者、さらには荘園領主等から下地への使者等への供給・通送も、諸国の公領・荘園などの住民にその負担がもたられることから、駅制に代わろうとした在地への賦課を総称する用語として使用している。

《17》平安後期から鎌倉期における安芸国での荘園公領制の形成と展開、その様相については、『広島県史中世』（広島県一九八四年刊）第一章三節（角重始氏執筆）を参照されたい。また、以後の厳島神社関係の通史的理解については松岡久人氏「安芸厳島社」（法蔵館一九八六年刊）を参考にし、また本稿後半の基本的史料として宮内庁書陵部『図書寮叢刊壬生家文書一〜十』（一九七九〜一九八八年刊）を利用した。

《18》『広島県史 古代中世資料編Ⅳ』県内文書編（一九七八年刊）、『府中町史 第二巻』第三部第二節（一九七七年刊）。

《19》一一八八（文治四）年小槻広房（隆職の甥・大宮流）が本領主貞宗の寄進をうけて阿土熊野保が「太政官御祈願所領」となり、さらに一一九六（建久七）年ころには阿戸熊野保を小槻大宮流子孫相伝とする宣言が出されたとされている（壬生家文書三一三）が、その後、「河上熊野保」が登場したのは、橋本義彦氏は安芸国熊野保を太政官厨家領として小槻氏の管轄下にあったとされている（『平安貴族社会の研究』第三部「官務小槻氏の成立とその性格」吉川弘文館一九七六年刊）。阿土熊野保にかんする『壬生家文書二 官中使補地関係文書四』の「北嶋保事」には「旧院御時有家訴申ニつきて、たひハめされ候しを、一帯の状を寄せさるあひた、進覧にをよはず」（同三二三小槻有家重奏聞状案）とあることも勘案するならば、両者の関係・関連を検討すべきであるが、この点は後日を期したい。

《20》十二世紀から十三世紀の安芸国内に関する政治的動向やその位

置づけは、『広島県史 中世』（広島県一九八四年刊）第一章（錦織勤氏執筆）、角重始氏「安芸国における荘園公領制の形成」（日本史研究二七五号、一九八五年）、義江彰夫氏『鎌倉幕府守護職成立史の研究』第一編第二章、吉川弘文館二〇〇九年刊）などを参照されたい。

《21》義江彰夫氏が前注著書で紹介された嘉禎二（一二三六）年三月安芸国能美荘々官等注進状写（『萩藩譜録』）による。

《22》元暦二（一一八五）年七月日付相模国前取社并安芸国開田庄注文（東京国立博物館所蔵高山寺文書）『海田町史 資料編』（海田町一九八一年刊）第二章所収。

《23》『吉記』寿永二（一一八三）年十一月四日条ならびに同月二八日条。

《24》『吾妻鏡』文治五年十月二十八日条。

《25》一一八八（文治四）年小槻広房（隆職の甥・大宮流）が本領主貞宗の寄文をうけて阿戸熊野保が太政官御祈願所領となり、さらに一一九六年（建久七）ころには阿戸熊野保を小槻大宮流子孫相伝とする宣言が出されたことなどが記されている（壬生家文書三一三）が、注《19》にも示したように、この点については史料面から丁寧な追究・検証が必要であろう。

《26》『鎌倉遺文』巻二、七四七号。

《27》建仁元年（一二〇一）、官務小槻家の代替わり後に、国司により榜示撤去が行われている（『三長記』建仁元年七月二六日条）ことが荘園の実質的支配という視点からも注目すべきであろう。

《28》建久二（一一九一）年勅使雑事を免除すべき（留守所）下文と留守所外題が厳島神官らに授付されている（『鎌倉遺文』五三〇、『広島県史 古代中世資料編Ⅲ』新出厳島文書五〇号）。

《29》『三長記』建久七年十一月二九日甲辰条。

《30》本文書は『鎌倉遺文』古文書編第五卷（一九七三年刊）に「京都大学図書館所蔵清家文書」として翻刻され、その後『広島県

史』に「九清原文書。京都市京都大学付属図書館所蔵」として掲載されたものである。京都大学附属図書館利用支援課の調査によれば京都大学図書館所蔵であることに問題はないが、京都大学の「清原文書」は別の一群で、本文書は正確には京都大学所蔵「清家文庫」所収の重要文化財（一九五二年指定）『御注孝経（残巻）』の紙背文書（請求記号：106014冊）とのことであった。この資料は左記リンクにより京都大学貴重資料デジタルアーカイブに掲載されている。

<https://mda.kulib.kyoto-u.ac.jp/item/h00007918>

デジタル画面によれば、天地の余白が大きく異なり、地にあたる各行下端部は一字ないし二字分程度が裁断されているようであり、文意の理解のうえでも大きな制約となっている。同課に照会したところ、掲載のデジタル画面が最良の状態のものとのことであった。また、案文にありがちな修正その他が全二四行に一カ所もなく、正文のようにも思われるが、清原家に伝領されていた経緯なども全く理解しがたいなど難解な文書ではある。コロナ禍による出張等の制限、図書館等の入館制限等々、架蔵確認すらままならないなかでも、その様相が確認できたことは、望外の僥倖であった。調査していただいた利用支援課の皆様へ深く感謝申しあげる次第である。

なおお申状の作成者「清原宣景」は、姓氏や紙背の再利用等を考えると、鎌倉時代初期の人物かと考えられるが、翻刻・刊行されている清原氏系図ほか善本とされる「惟宗系図」（東京大学史料編纂所架蔵・四一七五／八）などでも当該人物を比定することができなかった。

《31》海老沢衷氏編『中世荘園村落の環境歴史学』（吉川弘文館二〇一八年刊）などで紹介されている大井荘の笠縫宿などがその例として想定できるのではなからうか。

《32》嘉禎四年九月伊都岐島社神官等重解（『広島県史 古代中世資料編

- Ⅲ〕（一九七八年広島県刊）新出厳島文書五〇号。
- 《33》 寛元三年十月廿七日六波羅御教書案『広島県史 古代中世資料編Ⅲ』（広島県一九七八年刊）新出厳島文書六〇号、『鎌倉遺文』五三一〇号。
- 《34》 寛元三年十一月藏人所牒案『広島県史 古代中世資料編Ⅲ』（広島県一九七八年刊）御判物帖三四号。
- 《35》 寛元三年十一月十三日太政官符案（『広島県史 古代中世資料編Ⅲ』（広島県一九七八年刊）新出厳島文書七八号。
- 《36》 『広島県史 古代中世資料編Ⅲ』新出厳島文書七八号注記。
- 《37》 建長七年十一月十八日伊都伎島神主等神宝物請取奉納状案『広島県史 古代中世資料編Ⅱ』（広島県一九七六年刊）厳島野坂文書一五五八号。
- 《38》 文暦二年五月九日將軍家政所下文案（『広島県史 古代中世資料編Ⅲ』（広島県一九七八年刊）新出厳島文書三〇号、文暦二年六月五日関東下知状案 同文書三一号）。
- 《39》 「筑紫紀行」（『日本庶民生活史料集成 第二十卷』（三一書房一九七二年刊）所収）。

# The transfiguration of the regional community and transportation in the medieval period in Aki Gun (district) in the early period Kamakura era

Motoka NISHIBEPPU

- (A) This paper examines the history and outline of Arayama Umayu, a post station in the ancient San'yōdō located in the eastern part of Aki District. Due to a lack of historical documents, the actual image of this post station cannot be verified. However, it is evident that this post station was initially managed directly by Aki Kokuga (Aki provincial government) since there is no 'Go' — a minimum unit in the ritsuryō provincial administrative system — of the people mainly responsible for its operation in the neighborhood.
- (B) After the civil wars of the Jisho and Juei eras at the end of the Heian period, the land and people of this post station were integrated into the Seno Arayama Shō (private estate) and administered by the Ozuki clan, who were efficient officials of the Imperial Court. Consequently, the residents of Arayama village were tasked with 'kugō' and 'teisō' — supply and transportation — for court envoys traveling on the San'yōdō and for envoys sent from the Ozuki clan to the estate. They were responsible for providing lodging, food, and transporting their luggage.
- (C) However, the jitōdai, who directly governed this estate, attempted to expand the power of the jitō side within the estate by assigning these tasks to the emerging farmers of the neighboring village of Kamiseno. On the other hand, these farmers demanded the self-governance of their "Ichikichi beppu," one of the administrative units of the estate, or "beppu," which were allowed to operate independently in exchange for payment of a certain amount of taxes.
- (D) Due to the differences in the way of thinking about estate management in the Seno River basin, a conflict arose between the jitō side and the people who cultivated the 'Ichikichi-beppu' in Kamiseno Village. In the mid-13th century, the villagers' claim was recognized by the Imperial Court and the Kamakura Shogunate. As a result, the transportation hub of the area shifted from Arayama Village to 'Ichikichi-beppu' in Kamiseno Village.
- (E) This paper demonstrates that the change was not only due to the agricultural activities and transportation maintenance of the people in the Seno River basin, but also due to the active cooperation of the priests of the Itsukushima Shrine, which was gaining power in Aki Province, based on ancient documents produced and transmitted in the 13th century.